木造観音菩薩立像	一軀	宗教法人九品寺	滋賀県大津市京町一―二―一
銅造観音菩薩立像	一軀	宗教法人眞光寺	滋賀県大津市下阪本四―一一―七
木造徳川家康坐像 木造徳川秀忠坐像（所在御影堂）	一軀 一軀	宗教法人知恩院	京都府京都市東山区林下町四〇〇
木造十一面観音立像	一軀	宗教法人當麻寺	奈良県葛城市當麻一二六三
木造金剛力士立像 康成作（所在二王門） 各像内に大仏師法橋康成、阿形像内に延元三年十二月、吽形像内に同四年十一月の銘がある 附　像内納入品 一、木造五輪塔　一基 一、大般若経　四巻 一、地蔵菩薩印仏包紙添　百五十二通 一、〔地蔵菩薩印仏　三十通 一、〔地蔵菩薩及多宝塔印仏　三十四通 一、印仏残欠　一括 一、柿経（残欠共）　二束、五百八十二枚 一、墨書紙片　一枚	二軀	宗教法人金峯山寺	奈良県吉野郡吉野町大字吉野山二四九八
羅漢寺石仏 石造釈迦如来及両脇侍坐像　三軀 石造梵天帝釈天倚像　二軀 石造四天王立像　四軀 石造日天月天立像　二軀 石造龍王立像　二軀 石造十大弟子立像　十軀 石造五百羅漢像　四百五十一軀 石造供養具　八点 （以上無漏窟安置） 石造五百羅漢像　六十二軀 石造竜頭　一箇		宗教法人羅漢寺	大分県中津市本耶馬渓町跡田一五〇一

○文部科学省告示第百六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（工芸品の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
巴文大壺　珠洲　一口	国（文化庁保管）	
赤楽茶碗（鵺）　道入作　一口	公益財団法人三井文庫（三井記念美術館保管）	東京都中野区上高田五―一六―一